

大治町いじめ防止基本方針

大治町教育委員会

平成29年7月

(平成30年3月改定)

目 次

1	はじめに	1
2	教育委員会の使命	1
	(1) 学校の取組への支援と取組状況の点検	
	(2) 効果的な教員研修の実施	
	(3) 組織体制・相談体制の充実	
	(4) 深刻ないじめへの対応	
	(5) 家庭教育に対する支援	
3	学校の使命	3
	(1) 実効性のある指導体制の確立	
	(2) 適切な教育指導	
4	いじめの未然防止のために	4
	(1) いじめを許さない学級経営	
	(2) いじめを許さない学校経営	
5	いじめの早期発見について	5
	(1) いじめを発見する手立て	
	(2) いじめの判断について	
6	いじめの解決に向けて	6
	(1) 正確な実態把握・情報収集	
	(2) 対応の方針	
	(3) いじめを受けた児童生徒への対応	
	(4) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応	
	(5) いじめた児童生徒への対応	
	(6) いじめた児童生徒の保護者への対応	
	(7) 周囲の児童生徒への対応	
7	ネット上のいじめについて	8
	(1) SNS・掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」	
	(2) ネット上のいじめの対応	
	(3) 児童生徒への指導のポイント	
8	重大事態への対応	9
	(1) 重大事態の発生	
	(2) 学校からの報告	
	(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断	

(別添) 概要版

1 はじめに

(1) いじめの定義

大治町いじめ防止基本方針では、「いじめ」を次のように定義する。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（いじめ防止対策推進法第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、学校内の「いじめ・不登校対策委員会」のような組織を活用して、組織的に判断する。

【具体的ないじめの様態】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) わたしたちが共有する基本的理念

- ① いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものである。
- ② いじめは、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題である。
- ③ いじめの根絶に向けて、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「長期見守り」を基本とする。
- ④ ささいな兆候を見逃さず、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- ⑤ 教師や保護者、地域住民は、普段から子どもたちに寄り添い、子どもが話しやすい存在でありたい。
- ⑥ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじめる側の子どもの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らない。
- ⑦ 学校・家庭・地域社会・教育関係諸機関等がそれぞれの役割を果たし、連携し合う。

2 教育委員会の使命

(1) 学校の取組への支援と取組状況の点検

① 学校への支援

いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」・「長期見守り」を掲げて、各学校の実態に応じつつ、校内研修の講師や教育相談の専門家等を派遣するなど、各学校の取組を積

極的に支援する。また、各学校における教育相談機能の充実に資するよう、スクールカウンセラーの派遣等により、適切な支援を行う。

② 学校における取組状況の点検

いじめ問題の教育委員会等の通知などの資料がどのように活用されたか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導・助言を行う。

また、各学校のいじめ問題に関する校内研修や児童生徒に対する指導内容などについて点検し、必要な指導・助言を行う。

③ いじめ認知等の支援

学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実態を迅速に把握するとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。特に、困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、指導主事等を派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たる。

(2) 効果的な教員研修の実施

多くの教員がいじめ問題に関する実践的な研修を受けることができるよう配慮すると共に、初任者研修における学級経営や生徒指導・教育相談に関する研修を一層充実させていく。

(3) 組織体制・相談体制の充実

○ 教育委員会は、学校教育課だけでなく、広く関係する課においてもいじめの問題を自らの課題として取り組み、教育委員会が一丸となってこの問題に対する取組を進めていく必要がある。実務協議会（いじめ不登校等対策連絡協議会）を定期的に開催して、情報の共有や解決に向けて努力をする。

○ 教育委員会は、教育相談体制の整備・充実を図る。面談による相談だけでなく、ホームページ等で関係諸機関を紹介する。

○ 教育委員会は、適応指導教室の充実に努め、問題を抱えている子どもへの支援に努める。

(4) 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめを行う子どもに対しては、他の子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む厳しい指導をする。なお、出席停止を命ずる場合は、事前に注意勧告を保護者及び子どもに行い、保護者の意見を十分聴取する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

いじめられる子どもを守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応する。

(5) 家庭教育に対する支援

家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育の充実を図る施策を計画的に推進する。

3 学校の使命

(1) 実効性ある指導体制の確立

① 校長のリーダーシップ

各学校において、校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ指導・助言する。その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 教育委員会との連携

各学校は、いじめが発生した場合、教育委員会と連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

③ 校内研修の充実

各学校において、いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。

④ 組織体制の充実

各学校において、早期に情報を共有し、早期対応につなげることを目的として、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織（「いじめ不登校対策委員会」など）を置く。

(2) 適切な教育指導

① 全ての子どもへの指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、子どもにもたせる。
- ・ いじめられる子どもや、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

② いじめる児童生徒への指導・措置

- ・ いじめを行った子どもに対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う児童生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を

超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめの児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとったりすることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う子どもについては、警察との連携を図る。

4 いじめの未然防止のために

<重点目標>

- いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実
- いじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実
- 教育相談体制の充実
- いじめに係る教師の人権意識

(1) いじめを許さない学級経営

<<< 豊かな人間関係を築く >>>

傾聴的な態度や積極的なコミュニケーションで、子ども一人ひとりの内面理解を深める。内面理解を図りながら、心を開くことができる人間関係作りに努める。

- ・ 声をかけるなど、日頃から子どもと触れ合う機会を多く持つ。
- ・ 表面的な行動のみで判断するのではなく、一方的に叱責したり、注意するだけの教員とならないようにしたりする。
- ・ どの子どもに対しても、「よさ」を見つけ、「認めること」「ほめること」を心がける。
- ・ 子どもの家庭環境等を配慮するなど、個に応じた対応を他の教職員の協力・理解の下で行う。

<<< 豊かな心を育てる教育活動 >>>

- ◇ 道徳教育や体験活動を充実し、豊かな人間性を育む教育を推進することで、人権感覚や人権意識を高める。
- ◇ 学級活動や教科指導で、友達の考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめ直したりする場面を設定することで、自己理解や他者理解を深める。
- ◇ 子どもたちに、知る喜びや学ぶ楽しさを体得させる。

- ・ いじめを題材とした教材を取り上げたり、体験的な活動で思いやり、生命、人権を大切にしたりする指導に努める。
- ・ 学級会活動や班活動で、子どもが自主的・実践的に活動ができるよう工夫する。
- ・ 構成的グループエンカウンター等の手法を活用して、自己理解や他者理解をできるような場面を設定する。
- ・ 疑問に思っていること、知りたいことなど、知的好奇心を刺激したり、興味関心をもたせたりするよう工夫する。

(2) いじめを許さない学校経営

○ 校内指導体制の強化

校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

- ・ 子どもの実態や保護者の子どもに対する考えや関わり方を把握
- ・ 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認
(さ：最悪を考え し：慎重に す：すばやく せ：誠意をもって そ：組織的な対応を)
- ・ 生徒指導の機能化（情報交換・共通理解、積極的な生徒指導）
- ・ 実践的な校内研修の実施

5 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

① 教師の見取りから（日常の生活の中から）

- ・ 日頃から積極的に声をかけたり、様子を観察したりするなどして、小さな表情の変化を見逃さないようにする。（登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中など）
- ・ 信頼関係に基づく指導を心がけ、普段から子どもたちが悩みや困っていることを訴えやすい存在となる。

② アンケート調査から

- ・ 学校独自に作成した「学校生活アンケート」（学校により名称の違いがある）を実施する。
- ・ 町内で統一した形式の「いじめアンケート」を、全小中学校で実施し、小さな事象を含めていじめの実態を調査するとともに、児童生徒、教職員にいじめ防止の啓発をする。
- ・ いじめの訴えがあった時には、緊急のアンケートを行うこともある。

※ 各学校、教育委員会ともにアンケート調査の結果については、原則3年間を保存期限とする。

③ 教育相談から

- ・ 定期的実施したり、アンケートをもとにしたりして随時実施する。

④ いじめ問題に対応する年間予定の作成

- ・ 定期的に取り組むことで、個の変容を把握する。

⑤ 保護者や地域からの情報提供から

- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取り組みを保護者や家庭に周知しておく。また、子どもの変化の様子を読み取れるよう「チェックポイント」用紙などを活用する。
- ・ PTA、学校評議員、ONBの会、民生児童委員等から情報収集する。

(2) いじめの判断・認知について

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、学校内のいじめ・不登校対策委員会などを活用して、組織的に判断する。

6 いじめの解決に向けて

(1) 正確な実態把握・情報収集

① 個々の状況や心情に配慮しながら、関係する児童生徒(被害者・加害者)、周囲の児童生徒、いじめのきっかけなどを聞き取り、記録をする。

② 個々に聞き取りをすることを原則とする。

(被害者→周囲の児童生徒→加害者の順が望ましい。十分に聞き取りが行われないうまま、関係児童生徒が一堂に会して思いを伝え合うなどしたところ、結局いじめられた子どもが責められる場となり、いじめが進行したという事例がある。)

③ 学校内に「いじめ・不登校対策委員会」を組織する。一つの事象にとらわれず、いじめの背景などの様々な情報を収集し、全体像の把握に努めながら組織的に判断、対応をする。

(2) 対応の方針

① 指導のねらい・方法を明確にする。

② すべての情報を集約して整理する「集約担当」を決め、全職員での共通理解を図る。

③ 関係する児童生徒、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。

④ 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。

(3) いじめを受けた児童生徒への対応

① 受容・傾聴・共感の立場で

- ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。
- ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
- ・ 子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで、抱え込ませず、必ず親、兄弟、教職員、友達、相談員など誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動をおこさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組むことができる環境をつくり、認め励ます。

② 共に解決を考える

児童生徒の解決に向けての希望を受け入れる。

○ 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。

- ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り方を相談する。
- ・ 教師全体が子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校・保健室登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(4) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

① 家庭との連携

- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、いじめについて、学校が把握している

実態や経緯等、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。(保護者の言い分を共感的に受け止める)

- ・ 加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校や保健室登校等、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
- ・ 家庭においても児童生徒の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。

② 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に、子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求め、進捗状況を伝える。
- ・ 本人や保護者に「命の大切さ」や「人生」について一緒に考える大切さを伝える。

(5) いじめた児童生徒への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

- ・ いじめられた児童生徒の聞き取りをもとに、事実確認を行う。
- ・ 複数の加害者からは個別に聞き取りを行い、複数の情報を精査しながら確認する。

③ 指導の留意点

- ・ いじめを許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを悟らせる。
- ・ いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた児童生徒の保護者への対応

① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。

- ・ 保護者に、事実を経過と共に伝え、冷静に話を聞いて、児童生徒がいじめをしたという自覚があるか、また他に中心的な存在がいるか等を確認する。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめを与えた児童生徒に謝罪等について話し合う。

③ 家庭における取組

- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より児童生徒の言動を正すことになることを説明する。

(7) 周囲の児童生徒への指導

① 指導の基本

- ・ 直接関わらなくても、いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨む。
- ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・ いじめのことを話すことは人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめのことを話すことは自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつながらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる者も、いじている者への暗黙の是認となり、いじめの関係者になることや、いじめられている者にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ いじめられている者が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか考えさせる。
- ・ 学級活動や道徳等において、いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導する。

7 ネット上のいじめについて

(1) SNS・掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

- ・ インターネット上の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や掲示板、ブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）に、特定の子どもの誹謗・中傷等を書き込むいじめのこと。

【主な事例】

- 1 ネット上に個人情報を無断で掲載
 - ・ 掲示板等に、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために迷惑メールが届くようになる。
 - ・ 容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるようになる。
- 2 特定の児童生徒になりすましてネット上に掲載
 - ・ 特定の子どもになりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載する。そして、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害を受ける。
- 3 メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・ メールで特定の児童生徒に対して誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。（インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある）
 - ・ 特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、チェーンメール（複数の人物に対して送信するように促すメールのこと）を、同一学校の複数の児童生徒に送信することで、当該の児童生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まってしまった。
 - ・ 第三者になりすまして、「なりすましメール」で誹謗・中傷の書き込み等を行う。
 - ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込み等を行う。

(2) ネット上のいじめの対応

① 内容の把握

- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトする。

② 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・ (先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認し) 管理者へ削除依頼についてメール等で連絡をする。
- ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。
- ・ それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(3) 児童生徒への指導のポイント

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生

【重大事態】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(「相当の期間」とは年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合等)
※ 「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 学校からの報告

- 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告する。

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢をもつ。
- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。
- ・ 調査によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

エ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から地方公共団体の長に報告）

- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

② 教育委員会が調査主体の場合

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合。

- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ア 教育委員会の下に、重大事態の調査組織（大治町いじめ問題調査委員会）設置する。

- ・ 組織の構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・ 公立学校について、教育委員会が調査主体となる場合、いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとす

る姿勢をもつ。

- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。
 - ・ 調査によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
 - エ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から地方公共団体の長に報告）
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
 - オ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
 - ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加的配置等。
- ③ 地方公共団体の長等が再調査を行う場合
調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

平成29年7月 大治町教育委員会 策定

平成30年3月 大治町教育委員会 改定

大治町いじめ防止基本方針 (平成 30 年度改定)

学校

- 1 実効性のある指導体制の確立
 - ①校長のリーダーシップ ②教育委員会との連携
 - ③校内研修の充実
- 2 適切な教育指導
 - ①すべての子どもへ ②いじめの児童生徒への指導・措置

【いじめの未然防止】

- 1 いじめを許さない学級経営
 - ①豊かな人間関係を築く ②豊かな心を育てる
- 2 いじめを許さない学校経営

校内指導体制の強化

【いじめの早期発見】

- 1 いじめを発見する手立て
 - ①日常生活 ②アンケート調査 ③教育相談
 - ④個の変容の把握 ⑤保護者や地域からの情報提供
- 2 いじめの判断

いじめを受けた児童生徒の立場に立つ

いじめ対策委員会
「いじめ」の組織的判断

重大事態の発生

教育委員会

- 1 学校の取組への支援と取組状況の点検
 - ①学校の支援②取組状況の点検③いじめ認知等の支援
- 2 効果的な教員研修の実施
- 3 組織体制・相談体制の充実
- 4 深刻ないじめへの対応
- 5 家庭教育に対する支援

【重大事態への対応】

【教育委員会】
調査主体の判断

〈学校が調査主体〉

〈教育委員会が調査主体〉
教育委員会に設置される調査機関*

再調査

報告
教育委員会一町長

必要な
措置

再調査

*組織の構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

家庭

ネット上のいじめ

- 1 内容の把握
- 2 ネット上の内容の削除依頼
- 3 左記と同様

関係諸機関との連携

弁護士
精神科医
学識経験者
心理や福祉の専門家
警察
など

【いじめ】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

【重大事態】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条より)